

平成29年

第2回市議会定例会 議案第2号

函館市税条例の一部改正について

函館市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月1日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第38条の4の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第38条の5 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、  
2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の  
1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の  
1とする。

附則第4条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め  
る。

附則第8条の3中第11項を第13項とし、第10項の次に次の2項  
を加える。

11 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1  
とする。

12 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2  
とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げ

る規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条第1項の改正規定および次条の規定 平成31年1月1日

(2) 附則第8条の3中第11項を第13項とし、第10項の次に2項を加える改正規定（同条第12項に係る部分に限る。） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の函館市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第38条の5の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、固定資産税および都市計画税の課税標準

に関する特例措置に係る軽減割合を定め、ならびに個人の市民税の所得割の非課税の範囲等に関する規定を整備するため